建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）の一部を改正する規則　新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（許可申請の添付図書）
第３条　法第52条第14項（第３号に係る部分に限る。）、第53条第４項若しくは第５項、第55条第３項、第57条の４第１項ただし書、法第57条の５第３項において準用する法第53条の２第１項第３号若しくは第４号又は法第58条第２項、第59条の２第１項、第60条の２第１項第３号、第60条の２の２第１項第２号若しくは第３項ただし書、第60条の３第１項第３号若しくは第２項ただし書、第67条第３項第２号、第５項第２号若しくは第９項第２号若しくは第68条第１項第２号、第２項第２号若しくは第３項第２号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の１の表の１の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
２～８略

（手数料の額）
第６条　条例第22条第１号から第８号までに規定する規則で定める額は、別表第２のとおりとし、同条第９号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第３のとおりとする。

別表第１
１　許可申請の添付図書
<table><tr><th></th><th>図書の種類</th><th>明示する事項</th></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td>(1)　付近見取図</td><td>方位、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>(2)　配置図</td><td>縮尺及び方位</td></tr><tr><td></td><td>敷地境界線、敷地内における建築物の位</td></tr></table></td><td>（許可申請の添付図書）
第３条　法第52条第14項（第３号に係る部分に限る。）、第53条第４項若しくは第５項、第55条第３項若しくは第57条の４第１項ただし書、法第57条の５第３項において準用する法第53条の２第１項第３号若しくは第４号又は法第58条第２項、第59条の２第１項、第60条の２第１項第３号、第60条の２の２第１項第２号若しくは第３項ただし書、第60条の３第１項第３号若しくは第２項ただし書、第60条の４第１項第３号若しくは第２項ただし書、第67条第３項第２号、第５項第２号若しくは第９項第２号若しくは第68条第１項第２号、第２項第２号若しくは第３項第２号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の１の表の１の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。
２～８略

（手数料の額）
第６条　条例第22条第１号から第８号までに規定する規則で定める額は、別表第２のとおりとし、同条第９号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第３のとおりとする。

別表第１
１　許可申請の添付図書
<table><tr><th></th><th>図書の種類</th><th>明示する事項</th></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td>(1)　付近見取図</td><td>方位、道路及び目標となる地物</td></tr><tr><td>(2)　配置図</td><td>縮尺及び方位</td></tr><tr><td></td><td>敷地境界線、敷地内における建築物の位</td></tr></table></td></tr>
</table>

		置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	(3)　各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び開口部の位置
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置
	(4)　２面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	(5)　２面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
2 ～4	略	略

別表第３（第６条関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1～18（略）	（略）	（略）
18　法第59条の２第１項の規定による建築	敷地内に広い空地	１件につき

		置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	(3)　各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び開口部の位置
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置
	(4)　２面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	(5)　２面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
2 ～4	略	略

別表第３（第６条関係）

事務	手数料の名称	手数料の額
1～17の２（略）	（略）	（略）
18　法第59条の２第１項の規定による建築	敷地内に広い空地	１件につき

物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	171,360円	物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	171,360円
（新設）	（新設）	（新設）	18の２　法第60条の４第１項第３号の規定による建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第２項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率、建築面積又は高さに関する特例の許可申請手数料	１件につき 171,360円
18の２　法第67条第３項第２号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第５項第２号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	１件につき 171,360円	18の３　法第67条第３項第２号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第５項第２号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	１件につき 171,360円
18の３　法第67条第９項第２号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	１件につき 171,360円	18の４　法第67条第９項第２号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	１件につき 171,360円
18の４　法第68条第１項第２号の規定による建築物の高さ、同条第２項第２号の規定	景観地区における建築物の高さ、壁	１件につき 171,360円	18の５　法第68条第１項第２号の規定による建築物の高さ、同条第２項第２号の規定	景観地区における建築物の高さ、壁	１件につき 171,360円

による建築物の壁面の位置又は同条第３項第２号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	
18の５　法第68条第５項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件につき 28,910円
19　法第68条の３第１項の規定による容積率、同条第２項の規定による建蔽率又は同条第３項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件につき 28,910円
20～42（略）	（略）	（略）

による建築物の壁面の位置又は同条第３項第２号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	
18の６　法第68条第５項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件につき 28,910円
19　法第68条の３第１項の規定による容積率、同条第２項の規定による建蔽率又は同条第３項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	１件につき 28,910円
20～42（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、令和８年11月24日から施行する。